

防災警察常任委員会委員会調査報告書

令和6年7月18日（木）に、陸上自衛隊座間駐屯地外1か所において、次の調査事件について調査したところ、その概要は別紙のとおりでした。

調査事件

- 1 災害対策及び消防に関する事項について
- 2 生活安全、地域、刑事、交通及び警備警察に関する事項について

神奈川県議会議長 柳 下 剛 様

防災警察常任委員会委員長 川 崎 修 平

1 調査の概要

- (1) 調査箇所 陸上自衛隊座間駐屯地及び横浜水上警察署
- (2) 出席委員 川崎修平委員長、菅原あきひと副委員長、
吉田あつき、武田翔、加藤元弥、梅沢裕之、土井りゅうすけ、
米村和彦、たきた孝徳、近藤大輔、西村くにこ、さとう知一の
各委員
- (3) 随行者 渡部主事（議会局議事課）、森元主査（くらし安全防災局総務室）、
花澤課長補佐（警察本部総務部総務課）
- (4) 調査日 令和6年7月18日（木）
- (5) 行程 県庁 → 陸上自衛隊座間駐屯地 → 横浜水上警察署

2 陸上自衛隊座間駐屯地

(1) 調査目的

陸上自衛隊は、県の要請に基づき、災害派遣活動として、搜索救助、情報収集、患者空輸、物資輸送、応急医療、入浴支援、給水支援、給食支援、復旧活動、空中消火及び特殊災害対応といった形で、県の災害対応に協力することとなる。

陸上自衛隊座間駐屯地に駐屯する第4施設群は、施設機材を用いた陣地構築や陸路の整備等を主目的とする部隊であり、その能力は災害派遣活動においても活用されるものである。

南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生によって、本県も大きな損害を被る可能性があり、その際、県は、強力な災害対応能力を持つ陸上自衛隊と綿密に連携し、対応に当たることとなる。

そこで、陸上自衛隊、特に第4施設群の災害対応等に係る取組について調査することにより、災害対策に関する今後の委員会審査の参考に資するものとする。

(2) 陸上自衛隊座間駐屯地及び当局出席者

陸上自衛隊座間駐屯地司令業務室長

吉田危機管理担当部長、山本防災企画担当課長

(3) 委員長挨拶



(4) 陸上自衛隊座間駐屯地司令業務室長挨拶

(5) 概要説明

以下の内容等について、説明があった。

ア 陸上自衛隊座間駐屯地の概要、組織について

イ 自衛隊の任務、災害派遣制度及び災害派遣実施における考え方について

ウ 自衛隊の災害派遣における初動体制・活動内容について

エ 第4施設群の活動内容について

(6) 質疑応答

質 疑 第4施設群について、地震及び富士山等火山の噴火といった災害への備えとして、日頃から特に準備をしていることがあれば伺いたい。

応 答 第4施設群は施設群部隊であるため、災害発生時には、保有する施設機材を用いた人命救助のサポート等が期待されている。そのため、日頃からの準備としては、予想される災害地域における、大きなトレーラー等の進入・進出経路の確保、学校のグラウンド等活動拠点となるスペースの確保及び現地調整を行っている。

ふだん我々が保有しているトレーラーというものも、警察に通行許可を申請をしないと通れないようなものだが、実際に現地に行ってみたら通れなかったということもあるため、実際の災害発生時には状況が特殊となるものの、平素から、そういった情報収集に取り組んでいる。

また、災害派遣において必要となる物資についても準備を行っており、さらに数か月に一度、隊員に災害派遣のかかった状態を実際に付与し、出動準備までの流れを検証し、不備があれば修正させるといった訓練も行っており、物心両面の準備を日頃から行っている。

(※ 上記以外の質疑は、広報展示室及び駐屯地内見学中に随時行われた。)



(7) 広報展示室見学



(8) 駐屯地内見学



(9) 調査結果

本年1月に石川県能登地方で発生した能登半島地震においては、土砂崩れや道路の亀裂・液状化等により、交通網が寸断されることによって、孤立集落が多く生じ、人流・物流に支障が生じたことが、救助・救援活動の進行に影響を及ぼし、問題となった。

本県においても、南海トラフ地震や首都直下地震といった地震災害や大型台風等、大規模災害による広域的な被害の発生は懸念されるところであり、それに伴う陸路の寸断による孤立集落の発生もまた、懸念されるところである。

陸上自衛隊は災害発生時に、県の要請に基づき、災害派遣において多岐に渡る活動を行う能力を有し、その活動はこれまでも、本県の助けになってきたところである。

中でも、座間駐屯地に駐屯する第4施設群は、施設群部隊としての特性上、災害派遣において、施設機材を用いた閉塞道路の啓開作業を行ったり、河川に応急的な橋を渡すなど、人流・物流の要となる陸路を確保する能力を有しており、孤立集落の解消に直接、貢献する部隊であることが確認できた。

以上のように、今回、陸上自衛隊、特に第4施設群の災害派遣における活動内容及びその重要性について調査したことにより、本県における大規模災

害時の同施設群の持つ役割について確認するこちができ、災害対策に関する今後の委員会審査を行う上で、参考に資するものとなった。

3 横浜水上警察署

(1) 調査目的

横浜水上警察署は、横浜港港湾区域の海上部及び一部陸上部を管轄する警察署であり、特に海上での活動については、県警察に配備されている警察用船舶10隻のうち8隻が当署に配備されていることから、実際の活動範囲は東京都境から静岡県境まで県内全ての海域に及ぶものとなっている。

その活動内容には、水難者の捜索・救助や水上パトロール、水上レジャーの安全指導といった活動も含まれている。海に広く面する本県において、水難防止対策に係る取組は、県民生活の安全・安心に係る重要な取組であり、船舶を用いて本県の海域全域で活動する横浜水上警察署は、県警察において、水難防止対策について最前線で取り組んできた署であると言える。

そこで、横浜水上警察署において、本県における水難等の発生状況と防止対策について調査することにより、今後の委員会審査の参考に資するものとする。

(2) 横浜海上警察署及び警察本部出席者

山田横浜海上警察署長、出口交通地域課長、
岡本地域総務課長代理、宇野地域総務課長補佐

(3) 委員長挨拶



(4) 横浜海上警察署長挨拶

(5) 概要説明

以下の内容等について、説明があった。

- ア 令和5年における県内の水難発生状況及び事故事例について
- イ 過去10年間ににおける県内の水難発生状況について
- ウ 令和6年における県内の水難発生状況及び事故事例について
- エ 県警察の取り組む水難防止対策や救助訓練について

(6) 質疑応答

質 疑 スローバッグ等各訓練について、消防等の関係機関と連携して行うことも大事だと考えるが、具体的に、こういった活動を展開しているか。

応 答 共同訓練については、関係団体と、いろいろやらせてもらっているが、実際のところ、海上保安庁と共に行うことが多い。幅を広げ、いろいろな機関と協力して訓練ができるよう考えていきたい。

海上保安庁との訓練については、新港ふ頭の防災基地本部の大型のプールを用いて、当署の隣の山手警察署とも協力の上、海上保安庁のいわゆる海猿の方々の御指導の下、実際に波のあるところで訓練をするということをしている。

質 疑 子供が巻き込まれる水難事故が結構あるという印象がある。夏休みに入ると、小中学生や高校生といった若い方が水難に遭われるということを目にするが、そういった若年層向けの啓発について、何か考えていることはあるか。

応 答 学校を通じての啓発、巡回連絡を通じての声かけにより水難の危険性を知ってもらうほか、公共の施設に水難に関するポスターを貼らせてもらい、なるべく多くの方の目に留まるようにしている。

また、横浜ベイサイドマリーナや江の島のほうで開催されるイベントに親子連れの方々が数多くいらっしゃるので、実際にライフジャケットに触れてもらう、警視船に乗せて中を見てもらうなどといったことを通じて若年層との関係を築き、啓発を進めていく。

意 見 これから、海での水難事故が起きる8月になるわけだが、私は地元でサーファーたちや地元の消防などと連携して海難救助訓練などもやっており、海での水難事故に限ると思うが、やはり水上オートバイの機動性のようなものは非常に有効と思う。この横浜水上警察署には1台配置されているが、他方、海水浴場の11の所管の警察署に水上オートバイが配置されることはなかなかないわけで、ライフセーバーであったり、消防であったりとの役割分担は当然されていいと思う、ライフセーバーから言われたりもする。意見として、申し上げておきたい。

質 疑 海水浴場の水難対策について、海水浴場を開場しないという浜が、首都圏を中心に全国的にも増えてきたが、それに関して、何か従来と違う対策を取ることはあるのか。

応 答 海水浴場について、海の家がなく、お客さんも全然いないということで、目の届かないような状況になっているところが多くある。そのため、ちょうど夏休みに入る今週末には、通常はそこまで細かく回らないが、警視船で海水浴場やマリーナを一軒一軒回る予定である。また、遊泳区域に設定されていないところを泳いでいる方もいるため、戻るよう声をかけるなどしている。

ただ現状では、どうしても目の行き届かないところがあるため、ちょうど8月に入ることもあり、3隻くらいで相模湾、三浦半島を巡回することも考えている。

意見 警察がそんなに常に回っていられるわけではないので、何かしらの対策というのを、また私どもも議員として、あるいは市町と連携してということを考えていかなければと思う。

質疑 海水浴場が開設されないところに関しては、ドローンを使って見て回るような話が昨年などもあったと思うが、実際、警察のほうでもドローンを使ってパトロールなどをしていたのか、また、それは結局、見るだけで、実際に何か起きた際に、ドローンですぐに助けに行けるわけでもないと思うので、実際、ドローンというものがどこまで有効になっているのか、警察の実感を教えてもらいたい。

応答 恐らく、災害発生時にドローンを使って上から状況を確認するなど、そういったところでは非常に有効だとは考えられる。ただ、ドローンは、在空時間が10分、15分程度と、活動できる時間が船と比べて短く、一般的なパトロールでの活用としては、ちょっとどうなのかという感じがする。ただ、災害時の現場を、あそこに人が取り残されているなど、上から状況を見るといったことに対しては、非常に有効だと考えられる。



(7) 警察用船舶乗船前説明

乗船に当たり、以下の内容等について、説明があった。

- ア 警察用船舶の配備・運用について
- イ 陸上部の管轄について
- ウ 船舶に係る経費について

(8) 警察用船舶等乗船視察



(9) 調査結果

水遊びやマリンスポーツを楽しむ県民が水難に遭う事態を防ぐため、県警察は毎年、状況に応じて様々な対策を講じており、例えば令和5年には、前年に多発したSUPによる水難事故について、県内のSUPスクール44箇所を訪れて注意喚起のチラシを配布したり、江の島・八景島周辺でSUPをしている方へ直接、声かけをしたりといった水難防止対策を推進したとのことであった。

また、令和6年においては、ライフジャケットを着用していれば防ぐことのできた事故が前年度から散見されたことを受けて、ライフジャケット着用を呼びかけるポスターの作成、掲載を行っているほか、7月初めに小学生の水難事故が相次いで発生したことから、学校・警察連絡協議会を通じて注意喚起を図っているとのことであった。また、全国的な傾向である海水浴場の減少についても、人目の届かないことによる水難事故を防止するため、警察用船舶による巡回をより綿密に行うなど、県警察は、これまで本県における水難の現状に合わせた新たな対策を常に講じ実行してきており、特に横浜海上警察署においては、先述した警察用船舶による巡回など、船舶を多く保有するという署の特性を生かし、水難対策に真摯に取り組んでいることが確認できた。

以上のように、今回、横浜水上警察署における水難防止対策の取組について調査したことにより、本県における同警察署の果たしている役割について理解を深めることができ、生活安全及び警備警察に関する委員会審査を行う上で、参考に資するものとなった。